

浜松市告示第 4 7 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月 2 7 日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 8 年 8 月 2 7 日から 2 週間浜松市天竜土木整備事務所（天竜区役所内）において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

浜松市長 中 野 祐 介

道路の 種 類	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	変 更 前後別	敷地の 幅員(m)	延長 (m)
市道	天竜船明東ノ谷線	浜松市天竜区船明 650 番 1 地内から 浜松市天竜区船明 862 番 1 地内まで	前	8.90 ～18.00	59.00
			後	8.90 ～19.00	